

【フランス】第 5 共和国憲法の改正

海外立法情報課・鈴木 尊紘

* フランスは、2008 年 7 月 23 日、24 回目の第 5 共和国憲法の改正を行った。サルコジ大統領は、大統領選挙期間中から「過去との断絶」の必要性について述べていたが、今回の憲法改正は、議会、大統領、及び市民の権利を含む「諸制度の現代化」が目的となっている。

憲法改正までの経緯

サルコジ大統領は、就任後、「第 5 共和制における統治機構の現代化及び均衡化に関する検討・提案委員会」を発足させ、バラデュール元首相がこれを主宰した。同委員会の報告書「より民主的な第 5 共和制」に原則的に沿いつつ、政府は、憲法改正案を策定し、2008 年 4 月 23 日議会に提出した。上下両院の第 1、第 2 読会を経た後、両院合同会 (Congrès) が開かれ、賛成 539 票、反対 357 票で、有効投票の 5 分の 3 を上回ったことにより、憲法改正案が承認された。

今回の憲法改正の柱は、①大統領の執行権の行使方法の見直し、②議会権限の強化、③新しい市民権の拡大、である。本稿では、とりわけ①及び②に焦点を合わせ、紹介を行う。

大統領の執行権の行使方法の見直し

- ・大統領任期の制限：大統領の連続任期に関する憲法規定がなかったが、その上限を 2 期までと明記した (第 6 条)。
- ・人民主導による人民投票制度の導入：現行憲法では、大統領は、公権力の組織に関する法律等に関して、人民投票 (レファレンダム) にかけることができることが定められている。今後は、こうした法案が、総議員の 5 分の 1 以上から提案され、全有権者の 10 分の 1 以上により支持された場合には、憲法院が合憲性を審査した後、議会が一定期間審議しないとき、大統領は、当該法案を人民投票にかけることができることを新たに定めた (第 11 条)。
- ・大統領任命権の議会による監督：大統領は、高級文・武官 (高級公務員) を任命することができるが、この任命につき、今後は上下両院の常任委員会が審査し、それぞれの委員会が 5 分の 3 以上の多数で反対を示した場合には、大統領は任命行為を中断しなくてはならないことを規定した (第 13 条)。
- ・恩赦権：集団恩赦権を廃止し、大統領は個人に対する恩赦権のみを有する (第 17 条)。
- ・大統領の両院合同会での所信表明：これまで大統領は、教書 (message) を上下両院に送付するのみ (すなわち、国防及び外交が大統領の所管領域であり、議会はあくまで首相の所管領域であるという「棲み分け」が原則的にある。) であったが、今後は、大統領は、両院合同会に招集された国会議員に対して所信を表明することができ、その後、討論が

行われる。しかし、この討論に大統領は参加できず、いかなる表決も行われなことを明記した（第 18 条）。

議会権限の拡大

- ・議会による行政監視及び政策評価の明文化：「議会は、法律を議決する。議会は、政府活動を統御し、公共政策を評価する」と明記した（第 24 条）。
- ・軍事行動の議会による統御：軍事的介入を行う場合には、政府は、遅くとも介入後 3 日以内に議会に報告をしなければならない。軍事介入が 4 か月を超える場合には、議会にその承認を求めなければならない（上院[元老院]が反対する場合には、下院[国民議会]にのみ承認を得ればよい。）ことを新たに定めた（第 35 条）。
- ・法案修正対象の厳格化：昨今、フランス議会では、提出される法案とその修正が多すぎるという状況が続いているが、現行憲法第 34 条に列挙される法律で定めるべき事項に属さない法案は、政府が不受理を申し立てることができる。これに加えて、上下両院議長も不受理の申立てをすることができることと定めた（第 41 条）。
- ・本会議における審議の対象：現行憲法では、政府提出法案に関しては、本会議で審議される対象は、政府提出の法文（原案）であるとされている。しかし、今後は、予算法案、社会保障財政法案及び憲法改正法案以外は、本会議の前に行われる委員会で審議・修正された法文について本会議で審議することを規定した（第 42 条第 1、2 項）。
- ・委員会における審議時間の確保：本会議前の委員会での審議が十分に行われるように、先議の院では法案が提出されてから 6 週間、後議の院においては送付を受けてから 4 週間、本会議での審議はできないことを定めた（第 42 条第 3 項）。
- ・緊急手続きの改善：政府がある法案に対し緊急性を宣した場合には、上下両院の 1 回の読会の後、国会同数合同委員会（両院協議会）を開き、上下両院が受諾する妥協案を模索することができるが、今後は、両院議長が一致してこの手続きに反対した際には、上下両院で第 2 読会を開くことを定めた（第 45 条第 2 項）。
- ・議事日程の議会による決定：現行憲法では、本会議の議事日程は政府が定めることになっており、政府は自らが優先する法案を優先的に通すことができる。しかし、今後は、政府が定めることができるのは 4 週のうち 2 週だけとし、残り 2 週は議会が議事日程を決定する。また、そのうち 1 週は法案審議、もう 1 週は政府活動の統御及び公共政策を評価することに充てられる。加えて、4 週の審議のうち 1 日は、その議事日程を野党が決めることができることとした（第 48 条）。
- ・政府の信任をかける表決の制限：現行法律では、首相は、ある法律について政府の信任をかけることができる。すなわち、首相のその表明の後、24 時間以内に不信任動議が可決されない限り、当該法律は表決を行わずに採択されたとみなされる。今後は、この手続きの対象を、予算法案及び社会保障財政法案等に限定する。また、この手法は、各会期、上記法案以外の 1 つの法案についてのみしか採ることができないと定めた（第 49 条第 3 項）。